

ACTION



学校において生じる可能性のある 犯罪行為等 ①

(文部科学省HPより)

「いじめ防止対策推進法」という法律が定められ、「いじめを行ってはいけない」と明文化されています。今回、拳げる行為を行った場合、中学生でも罰せられる可能性があることを知っておかなくてはなりません。いじめであるかどうかはいじめた側ではなく、いじめられた立場の人が決めます。御家庭におかれましてももう一度、お子さんと話合っただき、軽はずみな行為によって、大きく人生が変わってしまうことのないよう、御指導いただきたいと思えます。

- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

【事例1】同級生の腹をふざけと称して殴ったり蹴ったりする。

【事例2】プロレスと称して同級生を押さえついたり投げたりする。

→暴行（刑法第208条）

第208条 暴行を加えたものが人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる。

→強要（刑法第223条）

第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したものは、3年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したのも、全校と同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

【事例】断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。

【返信欄】